

医薬品等の単価供給契約に係る一般競争入札公告

山梨県立あけぼの医療福祉センターが発注する医薬品等の単価供給に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年3月16日

山梨県立あけぼの医療福祉センター 所長 畠山 和男

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称
医薬品等
- (2) 調達をする物品の数量及び品質（規格）
入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
山梨県立あけぼの医療福祉センター（山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1）

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号。以下「告示」という。）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (2) 告示に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
※ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の問合せ先
山梨県出納局管理課 電話番号055-223-1395
- (3) 資格者名簿における認定種目のうち「医薬品」に係る登録を受けている者であること。
- (4) 山梨県内に本店又は支店を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課
電話番号 0551-22-6111
電子メールアドレス akbn-iryu@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年3月23日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで3の（1）の場所において交付、又は電子メールにて交付する。

なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前記問合せ先に必ず電話連絡すること。

(3) 入札参加資格確認書の提出方法

この公告の日から令和8年3月23日午後4時までに3の（1）の場所に持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和8年3月27日 午後1時30分
- ② 場所 山梨県立あけぼの医療福祉センター 会議室

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者は品目ごとに決定するものとし、規則第127条第1項及び第3項の規定により、品目ごとに定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する（別記参照）。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 違約金の有無

有

(5) 最低制限価格の有無

無

(6) 前払金の有無

無

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) その他

- ① 本入札における落札の効果は、令和8年4月1日から効力を生ずるものとする。
- ② 落札者が契約締結までの間に、2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県立あけぼの医療福祉センターは損害賠償の責めを負わないものとする。
- ③ その他詳細は、入札説明書による。

別記

山梨県財務規則 抜粋

(契約保証金の納付の免除)

第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 令第百六十九条の七第二項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 契約金額が五十万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要がないと認められたとき。